

第4回 門真市庁舎エリア整備審議会

開催日時	令和5年2月24日（金）午後1時00分～午後2時10分
開催場所	門真市立公民館1階 集会室
出席者	橋爪会長、嘉名副会長、佐藤委員、武田委員、長谷川委員、川村委員、加藤委員、酒井委員、川端委員
事務局	まちづくり部：長部長、中島技監、真砂次長、見通参事 まちづくり部庁舎エリア整備課：阿部課長、眞治課長補佐、福壽主査、里係員 まちづくり部地域整備課：長光課長、浦課長補佐 地域計画建築研究所：絹原、中井

議 事 の 経 過		
発言者	発言の内容	（敬称略）
司会	1 開会 大変お待たせいたしました。 只今から、第4回門真市庁舎エリア整備審議会を開催させていただきます。 委員の皆様におかれましては、公私何かとご多忙の中、また、お足元の悪い中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 司会を務めさせていただきます、庁舎エリア整備課の阿部でございます。よろしくお願いいたします。 本日は、委員11名中9名がご出席されており、門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告申し上げます。 本日、稲田委員と中吉委員は日程の調整がつかせず、ご欠席でございますので、よろしくお願いいたします。 なお、後日議事録を作成させていただくために、会議内容を録音させていただきたく存じますので、よろしくお願いいたします。 また、議事録作成の都合上、審議等にあたりましては、恐れ入りますが挙手をいただき、委員名を述べられてから、ご発言いただきますようお願いを申し上げます。	
司会	◆ 資料確認 それでは、会議に先立ちまして、本日の資料を確認させていただきます。 1点目が「次第」でございます。 2点目が資料1「門真市庁舎エリア整備基本構想（素案）」 3点目が資料2「サウンディング型市場調査・結果概要」 4点目が参考資料1「第3回門真市庁舎エリア整備審議会意見対応表」 5点目が参考資料2「審議会の開催概要」	

	6点目が参考資料3「門真市庁舎エリア整備プロジェクトチーム会議活動概要」以上でございます。 資料につきましては、後ほど議事進行の中で使用いたしますので、よろしくお願いいたします。 なお、前回第3回の審議会でいただきましたご意見につきましては、市の対応方針をお示しし、参考資料1としてお配りしておりますので、ご確認いただきますようよろしくお願いいたします。 資料に不足等ございませんでしょうか。 揃っているようでございますので、以降の進行につきましては、橋爪会長にお願いしたいと存じます。 それでは、会長よろしくお願いいたします。
会長	2 議事 (案件1) 庁舎エリアにおける事業構想 (事業手法、概算事業費、スケジュール) について それでは、次第にしたがいまして進めさせていただきます。 まず、次第2の議事にごございます案件1「庁舎エリアにおける事業構想（事業手法、概算事業費、スケジュール）について」事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<資料1 P81～「庁舎エリアにおける事業構想」について説明> 案件1「庁舎エリアにおける事業構想（事業手法、概算事業費、スケジュール等）について」ご説明いたします。 お手元の資料1「門真市庁舎エリア整備基本構想（素案）」をご覧ください。 余白のページを削除した関係で事前送付時からページ数は変わっておりますが、記載内容はそのままとなっております。 第6章が「事業構想の検討」となりますが、第5章の5-5「仮庁舎の検討」から説明させていただきます。81ページをお願いいたします。 ● 5-5 仮庁舎の検討 これまでの審議会で説明させていただきましたとおり、庁舎エリアの整備につきましては、庁舎整備をエリアの東側、公園・広場整備をエリアの西側としております。 新庁舎の建設にあたりましては、図にございます別館を先に除却する必要があることから、仮設仮庁舎を整備するパターンと既存施設を活用するパターンについて検討を行っております。 まず、仮設仮庁舎を整備するパターンにつきましては、別館と同規模の延べ面積5,600平方メートルの仮設庁舎を整備する必要があることから、旧本館跡地及び駐車場を建設場所と想定いたします。

整備費用の試算につきましては、一般的な汎用グレードのリース手法を用いた場合、おおむね20億円の費用が想定されます。

次に、82ページにございます既存施設を活用するパターンにつきましては、庁舎エリア内に立地する中町ビルを仮庁舎として改修することを想定し、さらにスペースが必要となる場合は、周辺公共施設等の活用も想定いたします。

整備費用の試算につきましては、中町ビルの改修と賃料も加味した場合、概ね18億円が想定されます。

仮庁舎整備の方針といたしましては、83ページにございますとおり、仮設仮庁舎を新たに整備するよりも、中町ビルを仮庁舎として整備する方が負担額が小さくなることから、中町ビルを仮庁舎として活用することを検討いたします。

● 6-2 建設手順

次に事業構想について説明いたします。87ページをお願いいたします。建設手順といたしましては、先ほど説明させていただきましたとおり新庁舎建設のために別館を除却する必要があることから、別館機能の仮移転を行い、別館の除却、新庁舎建設、新庁舎への本移転、本館等の除却、広場整備等を想定しております。

● 6-3 事業方式

次に88ページ、事業方式についてでございますが、委員の皆様からもこのエリアでのアクティビティやマネジメントをどのようにしていくのが重要とのご意見をいただいていることなどから、本市といたしましては、D0方式が庁舎エリアのコンセプトに最も合致する事業方式であると考えております。

次に89ページですが、市民とともに庁舎エリア整備を進めていくことはもちろんではございますが、計画段階から豊富な経験やノウハウを有する運営事業者等と連携することで、より市民等の利活用につながる基本計画が策定できると考え、基本計画事業者、基本・実施設計事業者、運営事業者を一括選定し、1つのチームとして相互に連携しながら業務を進めるものいたします。

建設、維持管理につきましては、イニシャルコストや整備後のランニングコストを含めた視点も重要となることから、建設事業者と維持管理事業者を一括して選定するBM方式や、設計段階から参画し技術協力を行うECI方式など引き続き検討してまいります。

● 6-4 概算事業費

次に91ページ、概算事業費についてでございます。事業費の試算といたしまして、設定条件のもとでは、庁舎整備に係る費用が概ね96億円、広場整備に係る費用が概ね15億円が見込まれます。基本計画や設計業務の検討状況や経済状況などを踏まえ、柔軟に見直しを図るものいたします。

92ページ、財源につきましては、まちづくり整備基金の活用などにより必要な財源を確保し、国の補助金等の活用につきましても検討を進めるものいたします。

● 6-5 スケジュール

	次に93ページ、スケジュールについてでございますが、基本構想の策定後、PDO方式により事業者を公募選定し、基本計画、基本設計、実施設計の業務を実施する予定としております。庁舎の建設につきましては、令和11年ごろの着手を予定し、令和13年春の新庁舎開庁、令和14年度の広場も含めたグランドオープンをめざします。 94ページから96ページにつきましては、基本計画に向けて検討が必要な主な事項を記載しております。 事業方式、概算事業費の試算につきましては資料2のサウンディング型市場調査でお聞きした内容も参考にしております。 委員の皆様には、建設手順や事業方式、スケジュール等について、留意しておくべきことなどにつきまして、ご意見をいただければと思います。 説明は以上でございます。
会長	ありがとうございました。それでは、ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等、ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。
委員	前回の会議からD（設計事業者）とO（運営事業者）をセットにするという話があり、さらにP（計画事業者）をセットにしたPDOを提案されていますが、Oを早めに決めることが重要だと思う一方で、例えば、完成した広場や公園のどの範囲を維持管理するのか、それを指定管理にするのか、業務委託にするのか、財源は民間で負担してもらうようにするのか等、どのような仕様内容で運営を任せるかが今の段階ではなかなか決まらないのではないかと思います。 他市や他町の例を見ますと、D0で出したものの、結局はDの契約をして、Oは何となく権利を持ったまま、内容が決まらずに保留したような形で運営されている事例もあるようです。 そこで、この場合はOをどのように考えられているのか、現段階でお知らせいただけたところがあれば、教えていただきたいと思います。
会長	事務局、お願いします。
事務局	ご質問、ありがとうございます。Oのイメージについては、資料1の90ページに「事業スキームのイメージ」として示しております。特にPDOのOとしてイメージを想定しているのは、広場等運営の維持管理です。その下に「エリア価値向上拠点等運営（維持管理）事業者」とありますのは、前回の審議会までは「賑わい拠点」としていた部分で、もう少し分かりやすくするために「エリア価値向上拠点」としています。この「エリア価値向上拠点」の位置づけや整備方法につきましては、右下に注釈を入れていますように、引き続き検討するという形で先に送らせていただこうと考えております。

委員	簡単ではございますが、事業スキームのイメージとしてはこちらの記載となっております。 これからのことだと思いますが、今のスキームを拝見して、一番クリティカルに効くのは、そこに張り付いている人がいるか、いないか、その人件費が確保できているのか、できていないのかによって、その空間の運営の状態が大きく左右されるのではないかと思います。それについては、指定管理料としてきちんとお支払いできるのが一番良いかもしれませんし、そうでなければ、どういう事業スキームの中で民間の方に稼いでいただいて、その分のお金を生み出していただくかという、そういう計画作りが必要な気がします。 最悪の場合は、人をつけられず、普通のビルメンテのような運営をしていくことになるのではないかと思います。その辺りについても、早めに検討ができるようであればの方がよいと思います。ただ、その方向の出し方については少し工夫が必要ではないかという気がします。
会長	他はいかがでしょうか。
副会長	90ページの事業スキームで言いますと、いわゆるビルメンテナンス業務のようなものについては庁舎維持管理業務受注者ということでMとしており、もしくはBMにするかどうかは今後検討されるということです。 それで、確認したいのですが、Mは、庁舎つまり建物の維持管理に関して別立てで考えられていて、Oは広場等の運営事業者のことを指しているという理解でよろしいでしょうか。
事務局	委員のご認識の通りでございます。
副会長	分かりました。そうすると、PDOはつながりができますが、PDとMはつながりがないので、BMあるいはMとの関係をどう上手く一体化させるかという問題があります。特にオペレーションが始まるとOとMに仲良くしてもらわなければならないところがありますので、それをどうやるかがポイントではないかと思われます。 それからもう一つ、これは前回までの議論でもあったかもしれませんが、今回は庁舎の計画で都計公園もありますし、あるいは周辺の公共施設整備もするのか、しないかという話もあるので、それと事業スキームが一体的に連動していくことが必要かと思っています。例えば、公園のPark-PFIをするのか、指定管理するのかどうかもありますが、そういう事業者と一括でする方法もあるでしょうし、あるいは別々の事業者になったらなったで、連携会議のような場をきちんと作って、エリア全体の価値向上に努めていただくような仕組みも要るのではないかと思います。

	これは90ページの枠の外の話かもしれませんが、意見として述べておきたいと思います。
会長	ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
委員	仮設仮庁舎のコストに関して、中町ビルは門真市に売却された市の建物だと思っていましたが、今回、8年間の賃貸契約という話が出ています。金額が高いか安いかは別として、中町ビルの仮庁舎整備とはどういうことなのか、教えていただきたいと思います。
事務局	中町ビルにつきましては、最終的に防災機能のある広場とすることを考えています。ただ、防災広場に整備する前に、まず別館を除却してから新庁舎を建てるという整備が必要になりますので、広場を整備するまでの間は、仮庁舎として中町ビルを活用する案を81ページ以降で示しております。もちろん地権者の方との交渉になりますが、門真市としましては、最終的には更地にして広場として活用するように現段階では考えております。
委員	91ページの下から2行目に「除却工事費の対象は、本館、別館等とし、中町ビルは含まない」という文言がありますが、これはどのように理解すればよいでしょうか。
事務局	中町ビルは門真市の建物ではございませんので、ここでは除却工事の対象から外しています。本館と別館は門真市の建物ですので、除却工事の対象として入れているという整理の仕方になっていきます。
委員	売却ではなく、賃貸契約の方がコストが安いということでしょうか。
事務局	仮庁舎として活用する場合、中町ビルを活用した方が安いという試算が出ています。最終的には地権者の方の意向もありますが、門真市としては更地になった土地を取得して、広場として一体的に整備していきたいと考えております。 したがって、広場になった段階で、賃貸で土地を借りながら広場として整備することは、現時点では想定しておりません。
委員	仮庁舎は5,600平方メートルの広さを要すということですが、中町ビルは4,750平方メートルで、そのままでは数字から見るとかなり手狭になるので、他にその差の850平方メートルが必要なスペースとなると、その差分の工事費が別にかかるのではないかと思います。今出ている金額では、確かに中町ビルを活用の方が安い

	のですが、例えば、中町ビルを改修するときに1平方メートル当たり144,000円の工事費がかかるので、差分の850平方メートルにそれを掛けると1億2,300万円かかり、あまり変わらない額になるのではないかと思います。ただ、日照権の問題や駐車場の問題等の方がウェイトを占めるということで、中町ビルを活用する案を推されていると理解してよろしいでしょうか。
事務局	ご指摘のとおり、仮庁舎を仮設として建てた場合は、駐車場の問題が生じると思います。中町ビル仮庁舎整備費のイメージとして挙げています面積、単価につきましては、旧第六中学校を改修した際の単価を基に計算していますが、第六中学校を仮庁舎として活用する際の費用には耐震工事やエレベータの設置等、様々な工事も含んでいますので、若干高めの改修費を設定しています。したがって、実際に改修するはこの金額よりも若干安くなるのではないかと想定しています。 最終的に、コスト面については、ご指摘のとおりに駐車場等の条件を加味しまして、仮設のプレハブを建てるよりも、中町ビルを活用した方がコスト的には安いのではないかと考えております。
委員	ありがとうございました。
会長	他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 では、89ページに「PDO方式による施設整備」の採用を検討しますとありますように、これからの方向性はPDO方式で進めていくということでご理解いただければと思います。特に強い反対意見もなかったかと思います。 90ページの図を見ていただくと分かりますように、「エリア価値向上拠点等」の事業者が0の部分の重なっているところでもあり、この辺りをどう考えていくのかということで、右の方に「引き続き検討」と書かれています。 特に、庁舎が先行して開庁し、広場は1年後に開業しますので、Mの方が先行して管理事業を始めて、後から広場の運営等がスタートする形で、全エリアのオープンという流れになっていくとご理解いただければと思います。 それから、広場等の運営を何年の契約で進めていくのかということも最初の段階で重要になろうかと思います。民間投資を呼び込もうとしますと、5年なのか、10年なのか、もっと長いこともあろうかと思いますが、何年間の契約になるかということも検討課題だと思います。 ありがとうございました。それでは、欠席されている委員から事務局の方にご意見が出されておりましたら、報告をお願いいたします。
事務局	稲田委員から、事前の送付資料をご確認いただきましてのご意見を頂戴しておりますので、ご報告させていただきます。

会長	スケジュールについてのご意見でございます。 「令和5年度からの公募、基本計画、設計と進め、工事着手が令和11年度からとなっていますが、市の財政状況も改善してきていると聞いており、門真市民の私としてはスケジュールが伸びることを危惧します。スピード感をもって事業を進めて欲しい」とのご意見でございます。 本日、皆様からいただきましたご意見とともに、意見対応表に取りまとめさせていただきます。 以上でございます。 ありがとうございます。できるだけ早くというご意見が多くあろうかと思われます。ただ、高圧線の地中化事業があり、一定期間、時間を要するというのがこの場所の特殊事情になります。 それでは、案件1を終了させていただきます。
会長	（案件2）門真市庁舎エリア整備基本構想（素案）について 続きまして、案件2「門真市庁舎エリア整備基本構想（素案）について」事務局より説明をお願いいたします。
事務局	＜資料1 庁舎エリア整備基本構想（素案）について説明＞ 案件2「門真市庁舎エリア整備基本構想（素案）について」ご説明いたします。 引き続きましてお手元の資料1「門真市庁舎エリア整備基本構想（素案）」をご覧ください。 本編の詳細につきましては、これまでの審議会でご提示させていただきました資料をもとに委員の皆様からのご意見を反映したものとなっておりますので、基本構想の構成のみ説明させていただきます。 ● 第1章 1ページから22ページまでが第1章となる「庁舎エリアの諸条件の整理」といたしまして、庁舎エリアの状況や第6次総合計画、都市計画マスタープラン等の上位計画の位置づけ、市民アンケートの結果などを基にした諸条件の整理、庁舎エリア整備の課題を記載しております。 ● 第2章 23ページから27ページまでが第2章となる「庁舎エリアのめざすべき方向性」といたしまして、基本構想の軸となる部分となっており、庁舎エリアの位置づけやビジョンから引き継ぐコンセプト、庁舎エリアの基本的な考え方として4つの方向性を記載しております。 ● 第3章 ここからは各論となりますが、28ページから43ページが第3章となる「庁舎エリ

	アの機能や空間形成のあり方」といたしまして、庁舎エリア内の防災機能のあり方や庁舎エリアに必要となる機能とその配置の考え方、広場等の利活用を支える仕組みのあり方やイメージ、利活用を促すために必要となる歩行者動線及び周辺との連携について記載しております。 ● 第4章 44ページから56ページが第4章となる「庁舎エリアにおける共創・公民連携の方向性」といたしまして、公園・広場などでの公民連携の可能性や、庁舎エリアにおける事業方式について検討しております。 なお、56ページの事業者の事業参画意向につきましては、サウンディング結果を参加事業者と調整のうえ、記載することといたします。 ● 第5章 57ページから83ページまでが第5章となる「新庁舎の整備方針・導入機能・規模」といたしまして、前回の審議会でご確認いただきました現庁舎の状況や新庁舎の整備方針、導入機能、規模について記載しております。 ● 第6章 85ページから96ページまでが第6章となる「事業構想の検討」といたしまして、先ほどご説明させていただきました事業方式やスケジュール等について記載しております。 委員の皆様には、今までの議論を踏まえた素案となっているか、今後のパブリックコメントの実施に向けて全般的にご意見をいただければと思います。 説明は以上でございます。
会長	ありがとうございます。内容に関しましてはこれまでもご意見を頂いているところですが、この構成の形では初めて見ていただきますので、全般にわたってご意見、ご質問があればお願いいたします。いかがでしょうか。
副会長	皆さんと何度も意見交換をしてきた積み上げがベースなので、意見がないような気もしますが、私は今後の進め方について意見を述べたいと思います。 これまでも門真市では、本庁舎ができたときに定年退職でいない人の意見よりも、若い人を中心としたプロジェクトチームで庁舎のあり方を検討されてきたと聞いていましたし、その若い方々がいろいろと活動されてきたとも聞いています。 それで、これからも、事業者選定や案の深掘りをしていくときに、是非とも市民の皆さんに対する情報公開や意見募集等、折に触れて新庁舎の進捗状況を丁寧に示していただきたいと思いますし、近隣の周辺まちづくりも進んでいますので、そういうところと互いに連携していくようなプラットフォームで情報交換しながら、切磋琢磨し合って有用なまちづくりを進めていける、そういう体制の中で、是非庁舎あるいは周辺エリアのまちづくりを進めていただきたいということをお願いとし

会長	で申し上げておきたいと思います。 ありがとうございます。我々は基本構想を作っており、次のフェーズが94ページからの「基本計画策定に向けて」というところで、95ページに「(8) 市民及び市内事業者の参画による庁舎エリア整備」という項目がありますが、ここで課すべきものは、策定段階での市民との関わり方かと思いますので、文章を精査するなら、このところの書き込みをきちんと整えていくことが必要だと思います。「事業期間にわたり、市民等の参画や取り組みの周知を進めるもの」となっており、事業期間とは基本計画策定を含むと理解して、ワークショップ等を行うというように読めるのですが、具体的にはそう書かれていません。すでに予定されていることがあろうかと思いますので、ここを少し書き込んでいただきたいと思います。 他に何かございませんか。
委員	公園や広場や交流拠点等の話になると思いますが、そういう場所が今回の庁舎エリアの整備によって、市民と市民のコミュニケーションが活発になり、新しい市民活動が生まれ、生活の質が向上するような場所になるという機能が大事だと思います。 加えて、それが市役所前にできる、あるいは市庁舎と一体でできることのメリットとして、市と市民のコミュニケーションがとれるということがあると思います。市がやろうとしていることを積極的に市民の方々にコミュニケーションをとって、市政に反映しつつ、逆に市民の方々もそういうところで意見を交わす等、そういう機能がこの場所にとって魅力的になってほしいと思っています。 したがって、若手のPT（プロジェクトチーム）が行っている内容をぜひ続けて、そこにも市民の方々を巻き込んでいただきたいと思います。そのようにコミュニケーションが日頃からとれていて、そのことがそのまま市庁舎ができたときにこの場所で展開され、さらに活動が広がっていくというようなプロセスを描いていただけると、前向きに進んでいけるのではないかという気がします。 私が見落としているのかもしれませんが、この構想の中にPTの話があまり書かれていないような気がします。「それは市内部で行っていることだから」と思っておられるかもしれませんが、「市ではこういう活動を準備していて、それは市民の皆さんとコミュニケーションを図っていくためのものです」ということを積極的に打ち出してもよいのではないかという気もしますので、それを継続していただくことが大事だと思います。 それから、市民と市民、市民と市のコミュニケーションがあるとするなら、市民とまちとのコミュニケーションがもう一つ上の段階としてあるのではないかという気がします。この絵に描いてあるような門真のまちを思う場所になるとよいと思うので、この場所のことだけではなく、門真市全体のプロジェクトや今後の施策や

会長	あるべき姿のようなものがこの場所をきっかけにして、話し合いのテーマになって、自然体で盛り上がっていくことが大事だと思います。そういうことを改めて思いました。 95ページの(7)に「作業部会(仮称)」とあり、市役所の方々が検討する場になっているかと思いますが、「作業部会」という堅苦しい名称になっていますので、違う表現を検討してください。若手の皆さんのことがここに書きこまれていると思います。 他にいかがでしょうか。
委員	69ページの「(2) 新しい働き方と公民連携」のところで、アとして「機能的かつ効率的な執務空間」、イとして「ICTの活用や会議室の確保」が挙げられていますが、序盤の方でABWの話やフリーアドレスの話もあって、前の方のページでも職員の方からフリーアドレスにするのは難しいような意見が出ていたと思います。また、70ページのアとイの先例として他の市役所で行われているABWやフリーアドレス等が紹介されています。ただ、先ほどからも話題に上がっているように、職員と市民ということで言いますと、コミュニケーションのスペースがあって、人がいて使っているイメージが定着するという状況が回っていかなければ、なかなか使いづらいところもあるようです。フリーアドレスというとシャッフルされるようなイメージが強いかもしれません。 そのため、運用としては、自席ではないところで個人作業をしてもよいとか、ノートパソコンやネット環境などの運用の問題もあるかと思いますが、ABW感というか、職員の方が業務内容に応じて席を動けることが、先例以外のところにははっきりと書かれていないと思います。そこが今のところ、実態としては書きづらいところかと思いますが、できれば、職員の方が作業内容に応じて場所を動けるということをどのくらいやっているかという話で、そこを本格的に目指したいのであれば、例ではなく、「・」の文章のところにその辺りをもう少し書いていただけるとよいのではないかと思います。抽象的な公民連携や柔軟な働き方については書かれていますが、具体的なところは書かれていないので、そこが気になったところです。
会長	ただ今のご発言に関しまして、事務局から何かありませんか。
事務局	ありがとうございます。今回の資料の中ではあまり書けていない部分があるかもしれませんが、94ページの「(3) チェンジマネジメント支援及び執務環境整備」のところは、基本計画に向けて、職員自身の意識も変えていく必要があるのではないかという考えに基づいて書いております。例えば、私の職場は実際にフリーアドレスで仕事をしておりますが、対して、窓口が多い職場等で今までの働き方をしてい

	る職員に、いきなりフリーアドレスと言ってもなかなか響かないところもあるのではないかと考えられますので、佐藤委員が言われたように、ABW等の考え方やチェンジマネジメント等も活用しながら改革していくことが必要かと思っております。 フリーアドレスにすることを目的とするのではなく、市民サービスの中で一番ふさわしい形が各課、各部なりにあるかもしれませんので、そういうものを探しながら、積極的に佐藤委員が言われているようなところについては取り組んでいきたいと考えております。
会長	ありがとうございます。他、ご意見ございますか。 新庁舎の開庁は2031年度ですので、その頃の働き方のあり方など未来のことは分かりませんが、類推しながら考えざるを得ないと思います。時間が経って、開庁に近づけば近づくほど大体の感じが見えてくると思いますので、今のご指摘については、当面は現時点での考え方を検討していくということで仕方がないと思っております。 他はいかがでしょうか。 全般に、専門用語や従前は使わなかった言葉が出てきますが、多くの一般の方に見ていただくものであれば、注釈か用語の解説のようなものを後ろに付けていただけるとよいと思います。DB、DBO、DO、BTOも我々は分かりますが、一般の建築関係ではない方にも分かりやすいように記載が必要ではないかと考えます。これについて、嘉名副会長はどう思われますか。
副会長	ABW等を含めて巻末に索引を付けていただくとか、スキームのところはそれぞれのところでもう少し解説があってもよいかもしれません。要はPDOが優位であることを皆さんに理解していただく必要があるということで、今は54～55ページがその解説になっていますが、これがまだ難し過ぎるかどうかが問題だと思います。 巻末に索引を付けるというのは、どうなのでしょう。
事務局	索引か脚注かをこちらで検討して、どなたにとっても分かりやすい構想作りを進めていきたいと思えます。
会長	よろしく申し上げます。53から55ページがこれで十分であれば、より詳しくは求めませんが、他にもカタカナの新しい言葉が出てきますので、巻末で簡単に解説していただければと思います。 他にはいかがでしょうか。
委員	95ページからの（8）と（9）にも書かれていますが、先ほどからご意見が出ていたように、今の構想策定から実際に建物ができるまで非常に長期にわたる事業です

	ので、そういう意味では、その期間中も継続して市民の方に参画していただけるようなコミュニケーションの場、あるいは「こういうことをやってみたい」という外部の志のあるプレイヤーの方々の参画を促すような形のコミュニケーションの場を、事業期間中もしっかりと設けていただきたいと思います。 よくあるのが、工事が始まると外野の声を絶ってしまうということで、完全にクロゾドの形になって、何かやっているけれども最後まで分からないということが往々にしてあります。この場所については、仮庁舎を設置されるのでそういうことはないかもしれませんが、そこで「こういう場所を目指してやっている」ということを、活動を通じて伝える、またその場所で実際に広場ができたときには「こういうことをやりたい」という方々が事前にそこで何か参画できるような枠組み等も考えていただきたいと思います。 それから、市庁舎エリア以外のエリアも同時並行で積極的に進められていますので、各エリアで今どういうことをしているのかということを紹介して、「それでは、市庁舎エリアではこういうことをしたい」というような情報が、各々のエリアの中だけではなく、いろいろなエリアで触れられるような場を設けていただけないかと思っています。
会長	ありがとうございます。他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 では、本件に関しまして、ご承認いただいたことにさせていただきます。 本件に関しましても、欠席の委員からご意見がありましたらご報告をお願いします。
事務局	案件2につきましては、ご欠席の委員からのご意見はございません。
会長	ありがとうございます。
会長	3 その他 では、次第の3「その他」について事務局から何かありましたら願いいたします。
事務局	本日、委員の皆様からいただきましたご意見につきましては、事務局で反映作業等を行ったうえで、橋爪会長と調整させていただくほか、文言の再確認と意味が変わらない範囲での修正を事務局で行い、パブリックコメントを実施したいと考えておりますので、委員の皆様にはご了承いただきますようお願いいたします。 以上でございます。
会長	ありがとうございました。ただ今、説明がございましたように、基本構想（素案）については、皆様からのご意見を踏まえまして、私と事務局で調整を行うということにさせていただいてよろしいでしょうか。

一同	異議なし
会長	ありがとうございます。ご異議ないということですので、その形で進めさせていただきます。 パブリックコメントの実施などは、後ほど日程の報告があるかと思います。 では、本日の案件は以上でございます。会議の運営にご協力いただきまして、お礼申し上げます。 次回につきましては、第5回といたしまして、パブリックコメントの結果報告と基本構想に向けた最終の確認を行いたいと思っております。 それでは、進行を事務局にお返しいたします。
司会	橋爪会長ありがとうございました。 先ほど、プロジェクトチーム活動があまり載っていないのではないかというご意見がございましたが、今回、参考資料3にございますプロジェクトチーム会議の取組みの中で、基本構想の副本的な位置づけとなるコンセプトブックの作成に取り組んでおります。コンセプトブックにつきましても、素案と合わせてパブリックコメントを実施する予定としております。したがって、プロジェクトチームの活動につきましては、コンセプトブックの方で記載させていただこうと思っております。 最後に、次回第5回の会議についての確認でございます。参考資料2「審議会の開催概要」にございますとおり、第5回につきましては、5月19日（金曜日）16時から、場所につきましては市役所別館3階の第3会議室での開催となります。開催通知につきましては、改めて送付させていただきますので、皆様よろしく願いいたします。 また、資料につきましても、今回と同様に事前に送付させていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。 それでは、以上をもちまして第4回門真市庁舎エリア整備審議会を終了させていただきます。本日は、長時間ありがとうございました。 以 上